

# 高等女学校の英語教育

## — 大正期におけるその展開 —

竹 中 龍 範

### 1. はじめに

大正3(1914)<sup>1)</sup>年に勃発した第一次世界大戦は、ヨーロッパを主戦場としつつも、世界大戦へと拡大し、わが国も日英同盟の約定によってこれに参戦、大正7年にベルサイユ条約によってこれが終結するまで中国青島及び南太平洋においてドイツ軍と戦った。大正12年9月1日には死者行方不明者10万人余にのぼる未曾有の自然災害となった関東大震災が発生している。この2つの大災によって幕を開け、また幕を閉じた大正の時代であるが、一方では個人の解放や経済の発展、大衆文化の開花によって大正ロマンと呼ばれる時代を作り出している。

他方、教育の方面では、文政当局が「鋭意教育の発達と刷新とを図つて、学制法規を或は改廃し、或は創定して、教育機関の拡充に努め、幾多の懸案を解決して、文運益々隆昌を加ふるに至つた」(櫻井 1936, p. 205)が、これは大正6年9月に設けられた臨時教育会議が審議答申したところに基づくものが多かった。この会議は、山川健次郎、江木千之、澤柳政太郎、嘉納治五郎、北條時敬など、博識練達の士を網羅して構成され、総理大臣の諮問に対して、根幹となるべき大綱を慎重審議して、改善決議事項を答申した(櫻井 1936, pp. 205-206)。

この大正時代は、前後の明治、昭和に比して僅かに15年と短いものであったが、中等学校、中でも殊に高等女学校の教育が目覚ましく発展した時期であった。この時代の高等女学校数を中学校のそれと対照して表にすると下記のごとくである(櫻井 1936, pp. 208-210, 242, 246)。大正の初年から末年に至る間に、学校数において中学校は1.65倍の増加であるのに対し、高等女学校のそれは実に2.92倍である。

表1 大正時代における高等女学校及び中学校の校数

校種	大正年度														15/ 昭和元
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
高等女学校	295	326	342	364	376	391	414	458	514	580	618	685	746	819	862
中学校	314	316	317	319	322	327	335	345	368	385	422	468	491	502	518

この高等女学校において、大正期、英語教育はどのように展開したのであろうか。筆者は、これまで昭和期における高等女学校英語教育の実相を竹中(2005, 2006)として通史的視点から発表してきたが、本小論では対象を大正時代に限定し、これを制度、内容、方法の面から分析して、この時代の高等女学校英語教育の特徴を探ることを目的とする。

なお、明治の初めから昭和10年の間における女子英語教育の歴史を4期に区分し、この大正期を含む明治32年から昭和10年の間を第4期として「英学の復興と発展」と位置付ける岡田(1936, p. 21)は、「この時代の特色といふべきは、ミツシヨン女学校が数多新設された外に、従来のミツシヨン女学校が昇格して女子専門学校となつたものがある事、宗教と何らの関係なき公私立の女子専門学校が出来て、その多くが英語を一科として取入れ、高等程度の英語を教授し、英語の教員たる資格を与へようとしてゐる事である」と述べているが、本稿では立脚点を女子専門学校ではなく、中等教育機関である高等女学校において、これを分析対象とする。

## 2. 大正期の英語教育制度

明治45(1912)年7月30日、明治天皇の崩御によって大正に改元するが、これより15年間に及ぶ大正時代、社会がさまざまに変化する中で、大きな進展を見せたものに女子の高等普通教育があった。前述のとおり、大正6年9月にそれまでの教育調査会に代わって臨時教育会議が設けられ、その官制公布に際しては、「中外の情勢に照し国家の将来に稽へ、益々教育の振興を図らしめ給はんとする 聖旨」が発せられ(櫻井 1943, p. 206)、教育振興は国家的事業と位置付けられた。同会議に対しては政府より9号にわたる事項が諮問され、その第6号が「女子教育ニ関シ改善ヲ施スベキモノナキカ若シ之アリトセバ其ノ要点及方法如何」というものであった。これに対してなされた答申の内容は下記のようなものであった。

- 一、女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ンスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主力ヲ注クコト
- 二、高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且ツ經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト
- 三、高等女学校及実科高等女学校ノ入学年齢修業年限学科課程等ニ関スル規定ヲ改正シテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシムルコト
- 四、高等女学校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ為ニハ專攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ応シテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト
- 五、高等女学校ノ教科目ハ成ルヘク選択ノ範圍ヲ廣クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコト
- 六、高等女学校長並教員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト
- 七、女子ニ適切ナル実業教育ヲ奨励スルコト
- 八、以上ノ外高等普通教育改善ニ関スル第二回ノ答申ニ列举シタル事項ハ大体ニ於テ女子教育ニ関シテモ同様必要アルモノト認ム (櫻井 1943, p. 207)

このうち第8項に言及された「高等普通教育ニ関スル第二回ノ答申」において列举された事項には「(2) 一層各学科の聯絡統一を図り理會力と独創力との啓発に努

めること]、「(3) 学科課程を整理按排し殊に上級に於ける学科目の選択範囲を広くし或は分科の制を設くるの途を開き地方の情況に応じ實際生活に一層適切なる教育を施さしむるの必要あり」などが見られる(櫻井 1943, pp. 207-208)。

また、その答申理由書には、女子の専門教育に関して、

女子ニシテ専門ノ學術ヲ修メトスル者ニ関シテハ既ニ東北帝国大学等ニ於テ実施セル如ク女子高等師範学校等ノ卒業生ニシテ大学ニ於テ高等学校卒業生ト同等以上ノ学力アリト認メタル場合ニ於テハ之カ入学ヲ許可スルノ途ヲ開キテ然ルヘシ然レトモ特ニ女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラスト認ム(中略)今日ハ高等女学校ニ高等科ヲ設クルコトヲ得シメ之ニ依テ一層高等ノ教育ヲ授ケ之ヲ以テ女子ノ高等教育ヲ完成セシムヘシ

(櫻井 1943, p. 208)

と述べ、女子のために大学の制度を立てることは時期尚早としながらも、高等女学校に高等科を設け、これによって女子高等教育の完成をめざすよう提言している。

こうして大正9年7月には「高等女学校令」が改正され、明治32年、初めてこれが公布された際に謳われた「第一条 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」との目的条項に「特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」の条規が加えられた。櫻井(1935, p. 17)は、この高等女学校の目的と中学校のそれとを比べて、両者は相等しいと見るべきではあるが、「両者の沿革をたづぬれば、其の間には趣を異にする点が見出される。即ち高等女学校在りては、終始高等普通教育を施すを以て本義として、中学校に於ては、専門教育と予備教育とをも目指したのである」と両者の相異なる性格を明らかにしている。

また、女子教育の高等化については、同改正において次のように改められた。

第十条ノ二 高等女学校ニ於テハ高等科、専攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得

第十条ノ三 高等科ハ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スモノトス

専攻科ハ精深ナル程度ニ於テ高等女学校ノ学科目中一科目又ハ数科目ヲ専攻セシムルモノトス

第十条ノ四 高等科及専攻科ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年トス

第十条ノ五 修業年限三箇年ノ高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限四箇年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルヘシ

修業年限二箇年ノ高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限五箇年若クハ三箇年ノ高等女学校<sup>2)</sup>ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルヘシ

この「高等女学校令」改正を受けて発された文部省令第15号「高等女学校令施行規則中改正」においては、外国語に係る改正は見られない。したがって、大正年間

を通じて外国語科を規定したものは明治34年3月に文部省令第4号を以て公布された「高等女学校令施行規則」ということになる<sup>3)</sup>。今ここに外国語科に係る条項のみを摘記しておく。

### 第一章 学科及其ノ程度

第一条 高等女学校ノ学科目ハ修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、  
図画、家事、裁縫、音楽、体操トス但シ修業年限ヲ短縮シタル学校ニ於テハ  
外国語ヲ欠ク

外国語ハ英語又ハ仏語トス

外国語ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為スコトヲ得（後略）

第四条 外国語ハ普通ノ英語又ハ仏語ヲ了解シ且之ヲ運用スルノ能ヲ得シメ兼  
テ智識ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外国語ハ発音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ読方、訳解、書取、作文ヲ授ケ  
進ミテハ普通ノ文章ニ及ホシ又文法ノ大要、会話及習字ヲ授クヘシ

第十六条 各学年ニ於ケル各学科目ノ毎週教授時数ハ左表ニ依ルヘシ〔摘記〕

学年 学科目	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
国語	六	六	五	五
外国語	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八

（前略）外国語ヲ欠キタル学校ニ於テハ其ノ毎週教授時数ハ便宜他ノ学科目ニ  
配当スヘシ

修業年限ヲ延長シタルトキハ各学年ニ於ケル各学科目ノ毎週教授時数ハ左表ニ  
依ルヘシ〔摘記〕

学年 学科目	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
国語	六	六	六	五	五
外国語	三	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八	二八

（前略）外国語ヲ欠キタル学校ニ於テハ其ノ毎週教授時数ハ便宜他ノ学科目ニ  
配当スヘシ

修業年限ヲ短縮シタルトキハ各学年ニ於ケル各学科目ノ毎週教授時数ハ左表ニ  
依ルヘシ〔外国語を欠くため略〕

同規則は、そののち幾たびか改正されているが、うち明治41年5月公布の改正において、第1条第1項の「但シ」以下が削除されたもののみが外国語科に係るもので、大正9年の改正では、その第16条において、各学科目の毎週教授時数を規定する表を修業年限5ヶ年の高等女学校は甲号表、4ヶ年の学校は乙号表、3ヶ年の学校は丙号表に依るべしと改めたのみで、いずれの学校においても外国語科を週

3時間とすることは変わらなかった。

一方、高等女学校における各学科目の教授内容については、明治44年7月に文部省訓令第12号を以て発された「高等女学校及実科高等女学校教授要目」によって規定され、「各学校長ヲシテ本要旨ニ準拠シテ適切ナル教授細目ヲ編成セシメ以テ各学科目教授ノ内容ヲ充実シクク当該学校教育ノ本旨ヲ貫徹セシメンコトヲ期」することが求められた。大正年間の高女英語教育はこの教授要目に拠ることとなるが、その「外国語 高等女学校」分の内容は以下の通りである。

外国語ノ各分科ニ於テ授クル事項ハ左ノ如シ

発音 綴字

単語ニ就キテ単音・連音・「あくせんと」及文字ノ組合セヲ授ク

読方及訳解

文章ノ聴方・読方及解釈ヲ授ク

話方及作文

話方ニ於テハ対話ノ聴方・言方ヲ授ク

作文ニ於テハ凡左ノ諸例ニ準シ適宜之ヲ課ス

- 一 読方及訳解又ハ話方ニ於テ練習セル事項ヲ応用シテ記述セシムルモノ
- 一 国語ヲ外国語ニ訳セシムルモノ
- 一 記述スヘキ事項ノ梗概ヲ授ケ又ハ使用スヘキ語句ヲ示シテ之ヲ綴ラシムルモノ

書取

文章ヲ臨写セシメ又ハ朗読シテ筆記セシム

習字

書写文字ノ書方ヲ授ク

文法

他ノ分科教授ノ際便宜簡易ナル事項ヲ知ラシム

第一学年

毎週三時

発音 綴字

初ハ専ラ発音・綴字ヲ授ケ後ニハ他ノ分科ニ関聯シテ之ヲ練習セシムヘシ

読方及訳解話方及作文書取

近易ナル文章ニ就キテ読方及訳解ヲ授ケ之ト関聯シテ近易ナル話方及作文・書取ヲ練習セシムヘシ

習字

成ルヘク既習ノ語句・文章ニ就テ之ヲ授クヘシ

第二学年

毎週三時

読方及訳解 話方及作文 書取

前学年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

習字

前学年ニ準ス

第三学年及第四学年

毎週三時

読方及訳解 話方及作文 書取

前学年ニ準シ更ニ進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

修業年限五箇年ノモノ、第五学年ニ於テハ第四学年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

## 注 意

- 一 発音ハ何レノ学年ニ於テモ之ヲ忽ニスヘカラスト雖モ初期ノ教授ニ於テハ特ニ注意シテ之ヲ正スヘシ
- 二 発音ヲ授クルニ際シ必要アルトキハ舌・歯・唇等ノ位置ヲ説明シ又ハ発音図ヲ示スヘシ
- 三 綴字ヲ授クルニ際シテハ便宜羅馬字綴ヲモ授クヘシ
- 四 読方及訳解ニ於テハ場合ニ依リ実物・絵画等ヲ用ヒ又彼我風俗・習慣等ノ相違ヲ説キテ意義ノ了解ヲ助クヘシ
- 五 教授中教師ハ生徒ノ了解シ得ル程度ニ於テ成ルヘク外国語ヲ使用スヘシ
- 六 生徒ノ学力ニ応シ正確明瞭ニ會得セル文章ニ就キ時々暗誦ヲ課スヘシ
- 七 適当ノ時期ニ於テ予習ヲ課シ又辞書ノ用法ヲ授クヘシ

なお、明治43年の「高等女学校令」改正によって置くことができるようになった高等女学校実科及び実科高等女学校については外国語が課されていないため<sup>4)</sup>、本要目においても、他学科の場合とは異なり、実科高等女学校分は収められていない。

こうして実質的には明治後期の制度によることとなった大正期の高等女学校英語教育はいかなる展開を見せたのであろうか。以下、学校史等によって具体例を拾い上げ、その実相を明らかにしたい。

### 3. 大正期高等女学校英語教育の諸相

#### 3.1 教育課程、教科書

前節に見たように、大正年間、高等女学校の英語教育について、法制面では特に改訂されたところはないが、大正9年の「高等女学校令」、[「高等女学校令施行規則」改正の前後において行われた教育課程、教科書等の変更、修正について見ておく。

この種の情報について比較対照を行うに際しては、同一の学校における場合を比べることが望ましいが、資料上の制約によってこれがかかないという場合が少なくない。幸い、手許に栃木県の足利高等女学校について大正2年度の学校一覽と大正15年度の学校要覧があるので、これによってこの点を明らかにしておく。

まず、同校の設立は明治42年に通常郡会において可決され、3月には文部大臣の認可を得て、同月31日には学則を開申している。これによると同校の学科目は「修身、国語、外国語、地理、歴史、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操、簿記、手芸、工芸ノ十五科目トシ外国語、簿記、手芸及ビ工芸ハ之ヲ随意科目ト」しているが、これより先、同月22日には学科目の加設並びに毎週教授時数変更の件について文部大臣の認可を得ている（栃木県足利郡立足利高等女学校 1913, p. 1）。

大正2年3月に改正され、文部大臣に開申された学則には次のような規定が見られる。関係箇条のみ摘記して示す（栃木県足利郡立足利高等女学校 1913, pp. 7-9）。

栃木県足利郡立足利高等女学校学則

第一章 総則

第一条 本校ノ学科ハ本科トシ其ノ修業年限ヲ四箇年トス

第二章 学科課程及教授時数

第三条 学科目ハ修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操、教育トス

外国語ハ英語トス

外国語、及教育ハ随意科目トス 但二学科目ヲ併セ七クコトヲ得ズ

随意科目ヲ欠キタルトキハ其ノ教授時数ハ之ヲ裁縫科ノ教授時数ニ充ツ

第四条 各学科ノ課程及毎週教授時数ヲ定ムルコト左表ノ如シ但十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ハ毎週教授時数ヲ卅時トシ裁縫ノ教授時数ニテ之ヲ減ズ

学年 学科目	時数	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
		時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容
国語	六	六	講読、作文、習字	六	講読、作文、文法、習字	五	講読、作文及文法、習字	五	講読、作文、習字
外国語	二	二	発音、綴字、読方及訳解、語方及作文、書取、習字	二	読方及訳解、語方及作文、書取、習字	二	読方及訳解、語方及作文、書取	二	全上 [左]
裁縫	六	六	普通ノ衣類ノ縫方、裁方、編物	六	普通ノ衣類ノ縫方、裁方、繕方、袋物	八	全上 [左]	八	全上 [左]
計	三〇	三〇		三〇		三二		三三	

この毎週教授時数が外国語について各学年2時間というのは施行規則の規定に合わないが、同校発足の明治42年5月19日付けを以て英語科教授嘱託となった松田信敬が翌年1月10日にはその嘱託を解かれ、42年4月27日を以て工芸科教授を嘱託された栃木県工業学校教諭辰巳一男が英語科教授を嘱託されるが、これも43年3月31日付けでその嘱託を解かれており、その後は1年間の英語担当者不在を経て、休職中であった群馬県の伊勢崎尋常高等小学校訓導の原沢義太郎を44年4月1日付けにて教諭に任じ、これに外国語と数学とを週に12時間受け持たせるというような状況であったことによるものかとも考えられる（栃木県足利郡立足利高等女学校 1913, pp. 2-4, 64-66）。当時、中等教育の拡大にともない、各地に人材不足が生じていたことの一例である。因みに、[若狭高校]百周年記念誌編集委員会（1997, pp. 344-345）は明治末期におけるこの「教員の採用難」に一小節を充てている。

また、教科書については「諸統計表 第二 教科用図書配当表（大正二年度）」に次のものが挙げられている。表になっているが複雑なためその形式を改めて示すと下記のとおりである（栃木県足利郡立足利高等女学校 1913, pp. 86-87）。

第1学年：「女子ラングエージリーダー 1」（塩谷栄著，明治43年11月5日開成館発行，明治43年12月22日検定済，定価35銭）



- 「ニューセンチュリーペンマンシップ 入門, 1, 2」(西野虎吉著, 明治42年12月18日開成館発行, 明治42年12月27日検定済, 定価各9銭)
- 第2学年: 同上リーダー 2 (定価35銭)  
 同上ペンマンシップ 3, 4, 5 (定価各9銭)
- 第3学年: 同上リーダー 3 (定価35銭)
- 第4学年: 同上リーダー 4 (定価35銭)

同校は、その後大正8年に郡立の冠称を外して栃木県足利高等女学校と改称し、大正12年には県立となって栃木県立足利高等女学校と改めるが、その大正15年9月1日現在の学校要覧には「学科課程表」及び「教科用図書配当表」が次のように示されている。関係部分のみ摘記する(栃木県立足利高等女学校 1926, 3丁, 7丁)。

学年 学科	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年	毎週 時数
国語	講読, 作文, 習字	六	講読, 作文, 文法, 習字	六	全 上 [左]	五	講読, 作文, 習字	五
外国語 (英語)	発音, 綴字, 読方 及訳解, 話方, 作 文, 書取, 習字	三	読方及訳解, 話方及 作文, 書取, 習字	三	読方及訳解, 話 方及作文, 書取	三	全上 [左]	三
裁縫	普通衣類ノ縫方, 裁方, 編物	五	普通衣類ノ縫方, 裁 方, 袋物	五	全 上 [左]	四	全上 [左]	四
計		三〇		三〇		三〇		三〇

教科用書						配当学年			
学科	教科書名	発行年月日	検定年月日	著作者	発行所	第一 学年	第二 学年	第三 学年	第四 学年
外国語	新大正リーダーズ	大正11.1.5	大正11.1.26	津田梅子 熊本謙次郎	開成館	一	二	三	四
	新世紀英字習字帖	—	—	開成館編	全	入門, 一, 二	三, 四, 五	—	—

これを大正2年度のものと比較すると、毎週教授時数も各学年週2時間から週3時間と「高等女学校令施行規則」の規定どおりに改められている。また、教科書についても変更となっているが、それはいかなる理由によるものであったろうか。教科書を変更する際には理由書が提出されることになっており、例えば大阪府立大手前高等学校百年史編集委員会(1987, p. 403)は、「1917(大正6)年になると、1908(明治41)年や、1911(明治44)年発行のものを内容陳腐なりとして、前年もしくは当年発行のものに取りかえている。確かに英語や家事については此の七、八年の変化は大きかったことであろう」と残された理由書に基づいて分析している。

なお、ここで外国語は英語若しくは仏語との規定に係る現状と、これを随意科とした規定をめぐる状況とに触れておきたい。まず、前者について、上掲の足利高等女学校では大正2年の学則に「外国語ハ英語トス」と規定し、大正15年度の学科課程表には「外国語(英語)」と示していることを見たが、同様に、埼玉県浦和高等女学校においては、大正10年の学則改訂の際に、それ以前、「本科ノ学科目ハ修身、



国語、外国語、歴史、(中略)手芸、音楽、体操トス、但シ外国語及手芸ハ随意科目トス」と規定していたものを「本科ノ学科目ハ修身、国語、英語、歴史、(中略)裁縫、音楽、体操、教育、法制及経済トス」と改めて、英語と明示し、かつ、随意科目の但し書きをも削除している(埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会 1980, p. 70)。この実況を全国的に見ると、櫻井(1935, p. 18)が「高等女学校に於て、英語の外仏語を正科又は随意科として課するものは極めて少く、東京の白百合高等女学校及び双葉高等女学校、鹿児島島の聖名高等女学校など数校に過ぎない」と述べるとおりである。

また、随意科の扱いについても、例えば、埼玉県の浦和高等女学校の場合、県内に同校1校を5年制として残し、他は4年制とすることを県会が決定し、

その結果、大正十四年の新入生から四年制を実施することとなった。県会の注文として、教科科目をもうすこし実科的な科目にしてほしいとの要望にもとづき、新入生に対しては三・四年生の英語と裁縫の時間を自由選択科目とし、別に法制・経済・農業・商業、などの実業的教育を施すことになった。

新教育課程によると、四年制になっても五年制と同じ学力におくため、諸々の意見を入れて教育課程を編成している。

このうち英語は三年・四年は選択科目とし、英語をやめるものは裁縫科に移らせて、実際的家庭的になるようつとめ、(後略)。

(同上浦和第一女子高 1980, p. 64)

と、実科的側面を重視する学校もあれば、注4に挙げた町立高等女学校の場合においても、例えば岡山県の西大寺町立高等女学校のように、

**英語**は随意(選択)科目となっているが明治三十八年より約一年在職した田中哲爾先生が英語担当であること、明治四十一年着任の和田留治先生も東京高等師範学校・英文科卒であること、また明治四十三年在学の生徒の日記には「此頃の英語は本当に面白い」「あどけなきマリヌ(マ)の手紙の書取して、いみじう面白かりき」といった感想をみることができ、英語の授業がすでに当初より開講されていることが判明する。

(岡山県立西大寺高等学校創立百年誌編集委員会 2006, pp. 19-20)

というような例も見られる。さらには、随意科目として生徒の選択によるものとなつてはいるものの、町立の岡山県井原高等女学校については大正12年卒の生徒による「教科の中の英語は自由学科でしたが全員勉強しまして、外国の物語など、特にレ・ミゼラブルを先生より聞いて感動いたしました」(岡山県立井原高等学校創立100周年記念誌編集委員会 2004, p. 62)との回想も見られる。但し、この井原高女においては、大正10年に着任した茂原茂校長がシカゴ大学への留学経験を持ち、欧米流の新しい教育方針を導入し、また、翌年度には修業年限を5年制に改めるなどの改革

を行っており（同上 2004, p. 60）、或いはこの全員が英語を選択というのは学校が推奨したものである可能性もある。

### 3.2 授業とその成果

このような規定によって展開された大正期高等女学校の英語の授業はどのようなものであっただろうか。この点については、旧制中学校等における場合も同様で、指導案や授業の記録が残されていることは極めて稀で、卒業生の回想等から断片的に情報が得られるのみである。今ここに、この時代の高等女学校卒業生の思い出から2つの例を引くに止めたい。組合立実科高等女学校から大正10年に改組を行った大分県の杵築高等女学校では、「その頃から専門の先生が来られ、教科もいちだんと充実してきました。（中略）英語は選択科目で、久保田先生の授業時間はすべて英語で話されるから、何が何やらさっぱり分からず、随分、先生を困らせたことと思います」と、明治44年の教授要目に謳われた「教授中教師ハ生徒ノ了解シ得ル程度ニ於テ成ルヘク外国語ヲ使用スヘシ」を踏まえたものか、現代の高等学校に求められている形の授業が展開されていた（杵築高等学校同窓会 1998, p. 81）。もう一つの事例は、大正11年に浦和高等女学校に入学した生徒の思い出であるが（埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会 1980, pp. 422-423）、

入学式そしてその後の授業では、英語の中村先生が満開の桜の枝を肩に、にこやかに教室に入って来られ、いきなりチェリー・ブラッサムとおっしゃりながら、私達の目の前に出された。その時、先生が何といわれたか、そしてそれがどういう意味なのかは後になってわかったことで、生れてはじめて英語というものを耳にした者にとっては、まさにどぎもを抜かれた思いで、その強い印象は今もありありと眼に浮んでくる。

と授業初日の景を映している。この授業がその後いかに展開したかは明らかにし得ないが、この前年度に入学の別の生徒の回想には、「希望者には放課後、特別に古典文学や英語などまでお教えいただきました」（同上 1980, p. 422）との記述も見られ、英語に対して一定の重きが置かれていたことを窺わせる。

一方、生徒に対する学習指導はいかになされたのであろうか。これについては長崎県大村高等女学校が『学習法』と題する冊子を作成しており、そこには「英語科」について次のような注意、心得が説かれている（長崎県大村高等女学校 1921, pp. 45-50）。「各分科学習心得」については、各分科から数項ずつを拾うに止める。

#### 第一 学習の目的

高等女学校に於ける英語学習の目的は普通の英語を読み、書き、聴き、語り得る能力を養ひ、欧米の知識を取得し、外国人の生活及其社会状態を理會し、兼て徳性の涵養に資するにあり。

#### 第二 学習上の注意

## ○一般の心得

- 一、語学の研究は一時に多く学ばんとするよりも所定の学習を確実にし反復練習して漸進的に刻苦精励の功を積まざるべからず。
- 二、教室内にありては英語活用の気分を養ひ、質疑応答を活潑にすべし。
- 三、「ハート」の準備と其整理とを周到にすべし。
- 四、誦誦は英語の運用を自在ならしむ基礎となるものにして極めて有益なれば下級にある間は勿論上級に進みても力めて之を試むべし。
- 五、第一、二学年にありては予習するに及ばず復習に全力を注ぐべし、三、四学年にありては復習と共に必ず予習を行ふべし。

## ○各分科学習心得

## 一、発音及読方。

- 1、発音は語学の基礎にして、若し其始めに於て不正なる発音に慣るれば後來之を正すこと頗る難し、充分注意して習得すべし。
- 5、読方に於ては語勢、抑揚等に注意し、且意味を了解して文の内容を最もよく表はす様留意すべし。

## 二、解 釈。

- 1、予習の際は辞書より未知の単語につき、発音、アクセント、及意義を調べ、再三全章を通読して其大意を知るに力むべし。
- 3、復習の際は直読直解し得 [る] 程度まで反復練習し、主要なる語句は暗記すべし。
- 6、外国の思想、風俗、習慣等の大要を了解して英語学習の助となすべし。

## 三、綴 字

- 1、綴字は発音と関連して習得し、且其一般法則を悟るべし。

## 四、会 話

- 3、教室内は勿論其以外にても機会あらば臆することなく英語を使用すべし。

## 五、書 取

- 1、聴取によりてまづ其意味を了解することを力むべし。

## 六、作 文

- 2、邦語を英語に訳すときは其語を訳さずして其意味を英語にては如何に述べべきかを工夫すべし。
- 4、既習の英語を使用して自己の思想を書き表はすことに力め、上級にありては簡單なる日記、通信文等を試むべし。

## 七、文 法

- 1、文章の組立及語の変化に関する重要規則を会得し、之を解釈、会話、作文に適用し自信を確むべし。

## 八、習 字

- 2、姿勢を正しくし、習字帳の配置及ペンの持方に注意すべし。
- 3、習字の時のみならず、総て英字を書くときは手本の字体により正しく明瞭に書くべし。

ここで、「一般の心得」第3項に見られるハートの準備と整理なるものが具体的にいかなることを意図したのかは不明であるが、ここに大正ロマンの精神が映し出されているという解釈も可能であろう。

このような英語の教授・学習を支えた背後には、やはり「生徒の学習活動が盛んになり、教員事情も安定するにつれ、教える側の教師の勉強は勿論、如何に教えるかと言う教授の方法、内容を如何に教授するかが活発に論ぜられ」（福岡県立大牟田北高等学校 1982, p. 160）ようになってきたという教師側の意識改革があった。この大牟田高等女学校が大正15年に文部省督学官金子健二を招請して指導助言を仰いだことは竹中（2005, pp. 15-16）にも触れたところであるが、ほかにも

中等教育における教科教授法の研究・工夫は初等教育に比べかなり立ち遅れていた。西大寺高女においては最初の研究授業が大正十四年に行われていることから、この前後を通じて教授法の創意工夫（教授細目の作成）や各教科間の連携に基づく指導方法の研究が前進したものと思われる。（中略）各教科の充実・傾向について触れておきたい。（中略）

（英語）大正十一年の学則によって英語の教授時数は各学年とも週三時間に統一され、教授内容も読み方、訳解、話し方、書取、作文とほぼ同じ構成である。大正十二年に蓄音機が利用され、レコードによる学習が行われているのは注目される。大正十四年には橋本先生（出身地略・岡山師範学校卒）、関戸先生（出身地略・名古屋高等商業学校卒）の来任があり、両先生の意欲的な取り組みと蓄音機などの「教育の機械化」によって一層質的に向上した。

というような例が見られる（岡山県立西大寺高等学校創立百年誌編集委員会 2006, pp. 70-72）。

こうして展開した大正期高等女学校の英語教育であるが、その成果はどのようなものであったか、ここに一つの例を挙げたい。それは、愛知県の豊橋市立高等女学校において学級から委員を選んで、その学級4年間の歩みを英文にて綴らせたもので、恐らくは同高女の『校友』誌に掲載されたものであろう。これは大正7年3月に卒業した生徒によるものである。

### 級 の 経 歴

学級中より選びたる委員の自作英文によって在学四ヶ年間の学級経歴を記するを例となす

Four years ago, when the spring came back to us again, our class was born through the entrance examination. Out of one hundred and twenty-four applicants, fifty in number were happily admitted to this school.

When we had been studying full of joy, a most sad event took place: the death of Her Majesty the Empress Dowager. The outbreak of the European War arose and then followed the fall of Tsingtao. Next year the great

mourning ended. On the tenth of November the ceremony of enthronement was performed by all peoples of our country and here in our school, an athletic-meeting was held in purpose of congratulation. When we were in the third class, the ascension of the crown prince was performed.

Being in the fourth class, we practised fencing with more zeal than before and this was the wish of our principal. The autumn came, and it's clear blue sky made us think of pleasant excursions. We went on a trip to Tokyo, Nikko, and several other places in that direction. What pleased us most was that we got on board the Ikoma at Yokosuka.

Thus passed months and days of four years. Out of fifty, three were obliged to take leave of us, some for the sake of some family concern, and some going to other schools. Forty-seven in number graduated on the twenty-one of March, the seventh year of the Taisho era.

The dark sea rolls and breaks before us, but looking up at the sky we see many little stars shining brightly to lead us through darkness. Our class-ideal is Kenjo, and we are sure that this ideal would be firmly kept by every one of us. May faithfulness to our school and friendship among us be ours for ever.

(記念誌委員会 2002, p. 20)

綴りの誤りや文法上の問題点も残り、日本臭漂う英文と言ってしまえばそれまでであるが、担当教員の手が入っているものかどうかは不明ながら、英語学習4年間、且つ週に3時間の英語授業の賜物である。

#### 4. おわりに

このような展開のあとを見せた大正期高等女学校の英語教育であるが、大正ロマンの時代が過ぎ昭和の時代を迎えてもなお、世間一般が女子に求める教育については

普通学を、もう一步程度を高くしたのが高等普通学といふので、それは高等女学校で教へてあるものであります。然しこの高等普通学—地理、歴史、英語、数学、博物などといふ学科は、さらに高等の専門学校へでも進むにはぜひやらねばなりません。一般の女子としては、ぜひとも必要だといふほどのものではありません。それに反して裁縫、手芸、料理といふやうな技芸の方面になると、階級の如何を問はず、職業の如何を問はず、老いも若きも、一人前の女として、ぜひとも知つてゐなければ用が足りません。(鈴木 1927, p. 13)

という程度の理解しかなされておらず、中でも英語は男子に求められた程度に比して低いものでしかなかった。しかも、これに続く昭和戦前期は軍国主義、右傾化によって英語が敵性語、敵国語とみなされて、高等女学校の教育課程からも排除され

るようになってきたことは竹中（2005, 2006）に見たとおりである。

これまで高等女学校における英語教育を倒叙体の形で見てきたが、これをさらに明治時代に遡って、その全体像を通観せねばならない。一方で、この大正時代に淵源を持つ高等女学校高等科における英語教育についても本稿では紙幅が許さず割愛せざるを得なかったが、女子専門学校、女子大学における英語教育と対照しつつ明らかにすることが必要である。さらには、これまで意図的に言及してこなかったミッション系女学校における英語教育の歴史についても資料を集めて分析をせねばならないが、いずれも稿を改めたい。

## 注

- 1) 和暦から西暦年を求める際は、明治年に1867を、大正年に1911をそれぞれ加えれば得られるので、各元号初出の場合を除き、西暦年の併記は略す。
- 2) 修業年限4ヶ年、5ヶ年の高等女学校は尋常小学校を卒業した者、同3ヶ年の高等女学校は高等小学校を卒業した者を入学せしめた。
- 3) 高等女学校及びその英語教育に係る法令については、櫻井（1935）、文部省教育調査部（1941）、大村・高梨・出来（1980）などが挙げられる。本節ではこれらを適宜利用したが、法令条文について出典を一々明記するの煩を省いた。
- 4) 高等女学校実科及び実科高等女学校以外であっても、市立、郡立、町立等の高等女学校の場合は本科にあっても外国語を欠くところがあった。但し、これらが県立に移管されると、規定に従って教育課程に外国語を課するが多かった。

特殊事例ながら、明治32年に組合立から県立に移管した宮崎県立高等女学校にあっては、英語が学科目に挙げられない状態から、大正5年1月付けで校長から県知事、さらに文部大臣宛てに出された認可稟申においては「第三学年の毎週教授時数の外国語の配当すべき時数三時間は、国語、数学、理科に一時間あて配当し、(中略)従前の実績を考慮して本県の民度に適切である旨述べられているものの、少時数にてこれを課し、大正7年の学則改正に至ってようやく英語が規定通りに随意科目週3時間として挙げられるというような例も見られる（宮崎県立宮崎大宮高等学校創立百周年記念事業委員会大宮高校百年史編集委員会 1991, pp. 218-219, 243, 245, 249, 274-275）。なお、この宮崎高女の場合、大正7年の学則改正に係り、「改正ノ理由」中に「時勢ノ進運ハ女子ノ頭腦的方面ヲ一層向上セシムルノ 甚急要ナルヲ認ムルト共ニ 實際ニ於テ英語ヲ四年ニ壱時間三年ニ弐時間ニテハ 到底 充分ナル教授ヲ為ス能ハサルノ感アルヲ以テ 今学年ヨリ 前期ノ如ク〔第4学年、第3学年ともに毎週教授時数を3時間と〕改正シ」と授業時数増の根拠を示している（同上 1991, p. 278）。

## 参考文献

大阪府立大手前高等学校百年史編集委員会（1987）『大手前百年史』大阪：金蘭会。



- 大村喜吉・高梨健吉・出来成訓編(1980)『英語教育史資料1 英語教育課程の変遷』東京：東京法令出版。
- 岡田美津(1936)『女子英語教育論』東京：研究社。
- 岡山県立井原高等学校創立100周年記念誌編集委員会編(2004)『創立百周年記念誌 萩の道』井原：岡山県立井原高等学校創立100周年記念誌編集委員会。
- 岡山県立西大寺高等学校創立百年誌編集委員会編(2006)『創立百年誌』岡山：岡山県立西大寺高等学校。
- 杵築高等学校同窓会編(1998)『大分県立杵築高等学校百年史』杵築高等学校同窓会、記念誌委員会編(2002)『世紀をこえて 創立100周年記念アルバム』豊橋：豊橋東高等学校創立100周年記念事業実行委員会。
- 埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会編(1980)『埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌』浦和：埼玉県立浦和第一女子高等学校。
- 櫻井役(1935)『英語教育に関する文部法規』東京：研究社。
- \_\_\_\_\_ (1936)『日本英語教育史稿』大阪：敎文館。
- \_\_\_\_\_ (1943)『女子教育史』大阪：増進堂。
- 鈴木倉太郎(1927)『女子勉学法』東京：大日本家庭女学会。
- 竹中龍範(2005)「昭和期高等女学校英語教育の実相：その1—昭和改元期より太平洋戦争開戦まで—」『言語表現研究』第21号, 12-22頁。
- \_\_\_\_\_ (2006)「昭和期高等女学校英語教育の実相：その2—太平洋戦争中のその展開—」『言語表現研究』第22号, 37-47頁。
- 栃木県足利郡立足利高等女学校(1913)『栃木県足利郡立足利高等女学校一覽(自明治四十二年創立至大正二年五月)』足利：栃木県足利郡立足利高等女学校。
- 栃木県立足利高等女学校(1926)『大正十五年九月一日現在 栃木県立足利高等女学校要覽』足利：栃木県立足利高等女学校(謄写刷)。
- 長崎県大村高等女学校(1921)『学習法』長崎：長崎県大村高等女学校。(国立国会図書館近代デジタルライブラリーより取得)
- 百周年記念誌編集委員会編(1997)『若狭高校百年史』小浜：福井県立若狭高等学校創立百周年記念事業実行委員会。
- 福岡県立大牟田北高等学校編(1982)『七十年校史—福岡県立大牟田高等女学校・福岡県立大牟田北高等学校』大牟田：福岡県立大牟田北高等学校。
- 宮崎県立宮崎大宮高等学校創立百周年記念事業委員会大宮高校百年史編集委員会編(1991)『大宮高校百年史』宮崎：宮崎県立宮崎大宮高等学校。
- 文部省教育調査部(1941)『高等女学校関係法令の沿革』(調査資料第二輯)東京：文部省教育調査部。